

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「道路政策官」を「道路政策官 防災政策官」に改める。

別表第二なら歴史芸術文化村の項を削り、同表美術館の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村	村長 副村長 総務運営課長
-----------	---------------

別表第二万葉文化館の項中「総務課長」を「総務・広報課長」に改め、同表野外活動センターの項中「次長」を「総務・活動支援課長」に改め、同表高田こども家庭相談センターの項中「次長」を「次長 こども相談課長」に改め、同表高等学校の項から中学校の項までの規定中「校長」を「校長 副校長」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。